令和4年度 学校の部活動に係る活動方針

【3つの柱】

- 適切な部活動の在り方の推進 (適切な活動時間・休養日の設定)
- 休日の地域活動移行に向けた体制整備 (生徒の活動機会の創出、教職員の負担軽減)
- 暴力・暴言・ハラスメントの根絶 (再発防止、人権意識の高揚)

【適切な部活動の在り方の推進】【休日の地域活動移行に向けた体制整備】

1 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

校長は、設置者が策定した「設置する学校に係る部活動の方針」並びに「部活動等の在り方に関する方針(改訂版)」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」をまとめ、学校ホームページにてそれを公表する。

また指導者は年間の活動計画及び毎月の活動計画、活動実績を作成し、校長に提出する。

- (※ 活動計画:活動日、休養日及び参加予定大会日程等)
- (※ 活動実績;活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)

2 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

学級中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 長期休業期間での活動

長期休業中も、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(4) 原則活動日 ○=活動日 △=学校長許諾活動日 休=休日

	平日					休 日	
	月	火	水	木	金	土	日
	0	休	Δ	0	0	Δ	休
活動時間→	2. 5	休養日	2.5	2.5	2.5	3.0	休養日

3 適切な指導の実施

- (1) 校長及び指導者は、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。
- (2) 指導者は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、生徒との信頼関係を前提とした指導を行うようにする。
- (3) 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。天候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に夏季の活動においては、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意する。
- (気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わず、落雷等 の危険がある場合はためらうことなく野外での活動の中止や延期行うこととする。大会 等の参加についても同様とする。)
- (4) 学校教育の一環として行われる部活動では、「肉体や精神に相応の負荷を課すことで技術や能力、記録の向上を目指す指導」と、「暴力・暴言等の許されない指導」をしっかり線引きし、「暴力・暴言等の許されない指導」については絶対に行わないようにする。
- (その際、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月 文部科学省)にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」等を踏まえた指導となるよう留意する。)
- (5) 指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の視点から、休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒のスポーツ・芸術文化等の能力向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう配慮する。
- (6) 指導者は、生徒と双方向的なコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技術や記録の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目・分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (7) 専門的知識を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携し、成長期における発達 の個人差や性差、特に女子部員への科学的根拠を踏まえた正しい知識に基づく指導を行 う。
- (8) スポーツ医学・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であることを理解し指導する。
- (9) 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを理解し指導する。
- (10) 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切にとることが必要であることを理解し指導する。

【部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組】

4 暴力・暴言・ハラスメントの校内相談窓口

『<u>部活動における暴力・暴言・ハラスメント</u>』を**受けた・見た・聞いた**ときには、 下記まで、ご連絡・ご相談ください。

県立久米島高等学校(教頭) Tel:098-985-2233,